

# 定期積金規定

## 1. (掛金の払込み)

定期積金(以下「この積金」という。)は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳を持参してください。

## 2. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

## 3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

## 4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、約定利率相当(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

## 5. (給付補填金の計算)

(1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ 上記①②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。

A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの

B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの

約定年利回×60% (小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)

④ この計算の単位は、1,000円とします。

## 6. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回り準じて計算します。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

## 7. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

## 8. (解約)

この積金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に届出してください。

## 9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更

があったときは、直ちに書面によって当店に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人をお求めすることがあります。

## 10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・佐佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他の必要な事項を届出してください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他の必要な事項を届出してください。

(3) すでに補助・佐佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記1)ないし2)と同様に、直ちに書面によって届出してください。

(4) 前記1)ないし3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出してください。

(5) 前記1)ないし4)の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 11. (印鑑照合)

この通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたら、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 12. (譲渡、買入れの禁止)

(1) この積金および通帳は、譲渡または買入れすることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

## 13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金口座は、第14条①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条①、②AからFまたは③AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。

## 14. (反社会的勢力との取引停止・解約)

次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの積金口座を解約することができるものとします。

①積金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②積金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総合屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前記AからEに準ずる者

③積金者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は表面記載の年利回を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、利率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項より相殺する場合の外国為替相場については、当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項より相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるとします。

## 16. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があるとき認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な間を経過した日から適用されるものとします。

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用い当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E. その他前記AからDに準ずる行為

## 15. (保険事故発生時における積金者からの相殺)

(1) この積金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この積金に、積金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項より相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するうえ、積金通帳は届出印を押印して直ちに当組合に届出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合は積金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充たいたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。